

今後の小売政策の在り方について (中間とりまとめ (案) の概要)

2022年 7月20日

資源エネルギー庁

【前回の論点】適正な電力取引に係る指針を巡る論点

- これまでの本小委員会において、実際の電源構成と異なる場合であっても、規制料金の燃料費調整に準拠した料金調整が行われることが、需要家保護の観点からの課題に加え、社会全体の便益の向上を図るメカニズムに歪みを生じさせうる、という課題について議論し、前回の本小委員会において、「適正な電力取引についての指針」における「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」に追記する案を提示した。
- 前回の御議論の中で、「コストの変動を適切に反映する料金体系とすることが望ましい」とした改訂案について、委員の皆様から「自由化した中で小売電気事業者に求めるルールとして適切ではないのではないか」といったご指摘をいただいたところ。
- こうしたご指摘を踏まえ、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることを「望ましい行為」とする記載を改め、「そういった料金体系とすることも「考えられる」という意味合いで記載することとしてはどうか。
- 具体的には、同指針において、「区域において旧一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、燃料費調整制度に則った料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることが考えられる。」という追記をしてはどうか。

第50回電力・ガス基本政策小委員会（6/30）の委員ご意見

- 実際のコストに合わせた料金体系が望ましいという方向性をガイドラインに追記することについて、実態を考えると、需要家にとっての料金体系のわかりやすさ、選択のしやすさが大きなオプションであるため、現状のままがよいと思料。実際の電源構成と異なる燃料費調整を行うことについて、必ずしも不当な利益を獲得するための燃料費調整として設定しているわけではないため、ガイドラインを改定しても事業者がついてこないことを懸念。【村松委員】
- 再エネ100%プランに燃料費調整が設けられているとしても、燃料費に応じて値上げのみならず値下げ調整も含まれることを踏まえると、そういうメニューもあっていいと思う。自由化の中で多様性のあるメニューが提供されることが望ましいという観点から考えると、ここまでガイドラインで縛る必要があるかは疑問。「望ましい」と書くことについて、もう少し検討して欲しい。【秋元委員】
- 旧一般電気事業者と新電力では比較にならないほど事業規模が異なるため、新電力は旧一般電気事業者が設定した燃料費調整額を参照しながら料金メニューを作らざるを得ない環境。新電力に対しても自らの原価に応じた料金体系の設定を、ただけでは圧倒的に事業規模の差がある旧一般電気事業者との競争において、新電力からするとやや厳しいのではないか。【松橋委員】
- 先物市場を活用してコストの変動を抑えやすいのは事業者であることを踏まえると、「コストの変動をより適切に反映することが望ましい」、どこまで強く言えるかは考える余地があると思う。【松村委員】
- 「適正な電力取引についての指針」における「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」への追記案の記載ぶりが強すぎるのではないか。料金設定は小売電気事業者の自由であるため、規制しない方がよいと考える。【岩船委員】

- 前回の本小委員会において、実際の電源構成と異なる場合であっても、規制料金の燃料費調整に準拠した料金調整が行われることが、需要家保護の観点からの課題に加え、社会全体の便益の向上を図るメカニズムに歪みを生じさせうる、という課題をお示しました。
- その上で、こうした課題に関連して、「適正な電力取引についての指針」における「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」に何らか追記すべきとご提案しているところ。
- この点、標準メニューについて、コストの変動をより適切に反映するという趣旨の追記を整理したことにも鑑みると、料金調整一般についても、コストの変動を適切に反映することが望ましいものと考えられる。一方で、端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、経営上こうした手法をとる場合も考えられる。
- このため、同指針においては、「端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、実際のコストの変動に見合わない料金調整が行われる場合も否定されないが、一般的には、事業者において、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることが、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から望ましい」といった趣旨の追記をしてはどうか。

今後的小売政策の在り方について（中間とりまとめ（案）の概要）

- 世界的なLNG価格等や卸電力取引市場価格の高騰により、小売電気・ガス事業を取り巻く事業環境が大きく変化する中、電力・ガスの持続的な安定供給及び需要家保護の観点から、以下の課題に取り組む。

1. 産業向け料金（最終保障供給料金の在り方、受付停止問題への対応）

- 最終保障供給料金が燃料価格高騰下の自由料金より低い水準**にあるため、需要家が新電力から最終保障供給へ移行。
⇒適正な価格形成や自由競争を阻害、調整力が供給力に充てられるため安定供給の観点からも課題
- 一旦新電力に移った需要家が、そのことのみをもって、**大手電力（小売部門）**がHP等で公表している標準メニューで供給を受けられない状況は、需要家間の公平性確保の観点から課題。

- 大手電力（送配部門）**は、**最終保障供給料金**について、電力・ガス取引監視等委員会における整理も踏まえ、**市場価格に応じた適性化**を行うことが適当。
- 大手電力（小売部門）**は、標準メニューでの新規需要家の**受付再開**に向けた検討を進め、見通しが示され次第、**各一般送配電事業者**において、**最終保障供給料金を見直すことを期待**。

2. 家庭等向け料金

- 新電力の多くは、大手電力の燃料費調整の仕組みを採用しているところ、燃料費調整等の**料金高騰リスクへの対応の考え方やその具体的な手法例について整理**することが課題。こうした考え方の内容やリスクについては、**需要家への十分な情報提供等**が望ましい。

- 適正な電力取引の指針**に、**料金調整に係る基本的な考え方**を追記。
- 電力の小売営業の指針**において、**料金高騰リスクへの対応に係る情報提供の在り方**について規定するとともに、事業者・需要家双方にとって**有用な参考事例**を追記。

3. 小売電気事業に対する規制の在り方

- 小売電気事業者の事業撤退に伴う**託送料金等の未払い**、小売電気事業のリスクの高まりを受けた**登録審査等の在り方**等も課題として顕在化。
- 小売全面自由化以降、**現行の小売電気事業規制が念頭においていないビジネスモデル**（自社グループ会社向け供給、卸供給等）も出現。

- 需要家や国が**託送料金等の未払い額を把握する制度的対応、ストレステストの在り方も踏まえ登録審査等の在り方**等を検討。
- 多様なビジネスモデルを認める方向性の下、**規制の合理化の在り方を検討**。

4. 家庭向け料金

- 自由化下**における原料高騰に対する**需要家保護**は、**原料高騰リスクに備えることができる料金メニュー**が選択肢として**需要家に提供**される状況により実現されることが望ましい。
- 原料費調整や調整上限の**仕組み**、料金に関する**リスク**について、需要家が**十分考慮して料金を選択**することが重要。

- ガス小売営業指針を改訂**し、(1)自由化下の**需要家保護の考え方**を明記。(2)小売事業者の**望ましい行為**として、①**料金上昇リスクに係る情報提供の充実**、②**能力に応じた原料高騰リスクに備えることができる料金の提供**、③**調整上限の考え方等の約款等への明記**を規定。(3)事業者・需要家双方に**有用な参考事例**を示す。5